

令和4年

藤井寺市柏原市学校給食組合議会

第1回臨時会 会議録

令和4年5月27日

令和4年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回臨時会会議録

令和4年5月27日(金)

午前11時00分開議

○議事日程

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 選挙案第1号 副議長選挙について
日程第5 議案第3号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第6 議案第4号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7 議案第5号 藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の一部改正について
日程第8 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第7号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

○出席議員（10名）

1番 梅原 壽恵君 2番 山本 修広君 3番 花崎 由貴子君 4番 松木 洋介君
5番 山口 由華君 6番 田中 秀昭君 7番 玉田 日登美君 8番 木下 誇君
9番 橋本 満夫君 10番 山本 忠司君

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者 岡田 一樹君 副管理者 富宅 正浩君 教育長 濱崎 徹君
事務局長 高木 康晴君 総務課長 清水 康弘君 給食課長 花田 淳君
課長代理 馬越 早希子君 係長 仲井 良彰君 主事 岡田 亜沙美君

○会議録署名議員

3番 花崎 由貴子君 5番 山口 由華君

○議長(田中 秀昭君)

皆様、おはようございます。

議会の開会をさせていただく前に、去る5月18日開催の藤井寺市議会臨時会におきまして、各組合議会議員の選挙が行われております。その結果、当組合議会議員といたしましては、玉田日登美議員、松木洋介議員が再選され、新たに花崎由貴子議員、木下誇議員、山本忠司議員が、当組合議会議員になりましたことをご報告申し上げます。

ここで今回、新たに当組合議会議員となりました花崎由貴子議員をご紹介します。

○花崎 由貴子君

おはようございます。花崎と申します。今年も一年よろしくお願いいいたします。

○議長(田中 秀昭君)

ありがとうございます。続きまして、木下誇議員をご紹介します。

○木下 誇君

木下でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長(田中 秀昭君)

続きまして、山本忠司議員をご紹介します。

○山本 忠司君

山本忠司でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長(田中 秀昭君)

ありがとうございました。

続きまして、柏原市議会選出の当組合議員のご紹介をさせていただきます。

私、議長を仰せつかっております、田中秀昭でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは自己紹介で、議席順にお願いをいたします。

○梅原 壽恵君

おはようございます。梅原壽恵と申します。よろしくお願いいいたします。

○山本 修広君

柏原市議会議員の山本です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○山口 由華君

おはようございます。山口です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○橋本 満夫君

橋本満夫と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長(田中 秀昭君)

はい、ありがとうございました。

それでは、只今から令和4年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回臨時会を開会いたします。

議員各位におかれましては、時節柄大変ご多忙の折りにもかかわらずご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の案件は、藤井寺市議会臨時会において行われました組合議会議員の選挙に伴いまして、現在、空席となっております副議長選挙について及び教育委員会委員の任命同意案件2件、条例案件3件の計6件でございます。議案の審議に当たりましては、慎重審議のうえ、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、本臨時会の開会に当たりまして、管理者より挨拶をお受けすることといたします。岡田管理者

○管理者(岡田 一樹君)

おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第1回臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日、ご審議をお願いいたします案件は、先般、藤井寺市議会臨時会において行われました組合議会議員の選挙に伴いまして、現在、空席となっております副議長選挙について及び教育委員会委員の任命同意案件2件、条例案件3件の計6件でございます。何卒、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(田中 秀昭君)

ありがとうございました。

只今の出席議員は10名。定足数に達しております。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、只今ご着席の議席といたします。

これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

今回、藤井寺市議会選出の当組合議会議員が改選されましたので、藤井寺市議会選出の当組合議会議員のみ指定し、柏原市議会選出の当組合議会議員におかれましては、従前どおりの議席といたしますので、よろしくご了承をお願いいたします。

それでは、3番議席議員に花崎由貴子議員、4番議席議員に松木洋介議員、7番議席議員に玉田日登美議員、8番議席議員に木下誇議員、10番議席議員に山本忠司議員をそれぞれ指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において、3番 花崎由貴子議員、5番 山口由華議員を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決しました。

次に日程第4、選挙案第1号、副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、指名者を議長といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とし、指名者を議長とすることに決しました。

それでは副議長に、木下誇議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました木下誇議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって、只今指名いたしました木下誇議員が副議長に当選されました。

只今、副議長に当選されました木下誇議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。この際、当選人より副議長就任に当たり、挨拶をお受けすることといたします。

木下誇副議長、よろしく願いいたします。

○副議長(木下 誇君)

議長のお許しを得て、一言、ご挨拶を申し上げます。

只今、議員の皆様方のご推挙によりまして、本組合議会の副議長を承りましたこと、大変、責任の重さを痛感しているところでございます。推挙を受けたからにはですね、この今、学校給食、この位置づけが非常に高まっているというふうに思います。コロナ禍の中で、生活が一変する中で、ただただ給食を食べるということではなくて、子供たちの成長や発達、またどの家庭に生まれ育っても家族の状況や子供たちの状況にも、しっかりと寄与する学校給食でなくてはならないということが、再認識されているところであるというふうに思います。

また、直近ですね、ここに来させていただいた時に、子供たちの安心安全な給食のために、毎月、食材や献立をどうするのかということ、栄養士さんを見て、やはり子供たちの安心安全な給食をしっかりと支えていただいている職員の皆さんの職場環境、これもしっかりと整えていかなければならないということも思っております。

是非とも今後も、皆様のご指導ご鞭撻を賜り、そして力を合わせて、子供たちにとって、より良い給食の推進に、微力ながら力を出していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます、簡単措辞ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(田中 秀昭君)

ありがとうございました。

次に日程第5、議案第3号、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○管理者(岡田 一樹君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

岡田管理者

○管理者(岡田 一樹君)

議案第3号、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2頁をお開きいただきたいと存じます。

現在、当学校給食組合教育委員会委員としてご就任をいただいております足立敦子氏の藤井寺市教育委員会委員としての任期が、令和4年6月15日をもって満了となり、退任されますことから、当学校給食組合教育委員会委員を辞職する旨の辞職願が提出され、これを受理いたしました。

つきましては、その後任といたしまして藤井寺市教育委員会委員の足立義幸氏を当学校給食組合教育委員会委員に任命させていただきたく存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、当議会のご同意をお願いするものでございます。

なお、経歴等につきましては、議案書の3頁に記載のとおりでございますので、ご参照賜りたいと存じます。

何卒、よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田中 秀昭君)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、これに同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって本案は、これに同意することに決しました。

次に日程第6、議案第4号、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○管理者(岡田 一樹君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

岡田管理者

○管理者(岡田 一樹君)

議案第4号、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4頁をお開きいただきたいと存じます。

令和4年9月8日を持ちまして任期が満了いたします当学校給食組合教育委員会委員につきまして、その後任といたしまして藤井寺市教育委員会委員の足立義幸氏を当学校給食組合教育委員会委員に任命させていただきたく存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、当議会のご同意をお願いするものでございます。

なお、経歴等につきましては、議案書の5頁に記載のとおりでございますので、ご参照賜りたいと存じます。

何卒、よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田中 秀昭君)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、これに同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって本案は、これに同意することに決しました。

次に日程第7、議案第5号、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

議案第5号、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の6頁から7頁をお開き願います。併せまして、別紙資料、条例新旧対照表の1頁をご参照ください。

今回の条例改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 附則第2条の規定により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が「個人情報の保護に関する法律」に統合されたことに伴い、条例中のこれらの法の引用部分につきまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則によりまして、この条例の施行日を公布の日からとし、令和4年4月1日から適用とするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第5号、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田中 秀昭君)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

次に日程第8、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の8頁から9頁をお開き願います。併せまして、別紙資料、条例新旧対照表の2頁から4頁をご参照ください。

今回の改正は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、及び育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備等について国と同様の措置等を講じるため行うものでございます。

主な改正内容についてご説明申し上げます。非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和といたしましては、育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を削除するものでございます。また、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置といたしましては、職員から本人又は配偶者の妊娠・出産等について申出があった場合、育児休業に関する制度の通知や申請等の意向確認のための面談等を実施すること、及び育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備を図ること等を規定しております。

なお、附則によりまして、この条例の施行日を、公布の日からとしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田中 秀昭君)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○9番(橋本 満夫君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

橋本議員

○9番(橋本 満夫君)

おはようございます。

議案説明にもありましたが、これ、国の育児休業の取得について、国と同様の措置を取るためということで、柏原市、藤井寺市でも多分、3月議会で同等の条例が提案可決されたと思うんですけども、二つお聞きしたいんですけど。まず1点目、給食センターには、結構女性の職員さんも多くいらっしゃると思うんですが、過去5年でどれぐらい育児休業を取られたかお教えてください。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

直近5年間の育児休業の取得状況でございますが、事務職員が平成29年度に1人、令和元年度に1人、令和2年度に1人の計3人でございます。また、技能職調理員につきましては、平成29年度に1人、令和2年度に2人の計3人でございます。事務職、技能職合わせまして6人となっており、いずれも女性職員の取得でございます。

○9番(橋本 満夫君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

橋本議員

○9番(橋本 満夫君)

まあ、この5年間では6人ということです。今回、この第13条で「任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない」とあり、1番目に「職員に対する育児休業に係る研修の実施」とありますが、具体的にはどのようなことをお考えでしょうか、お尋ねします。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

育児休業の取得を促進するためには、職員に正しい育児休業の知識をまずは身に付けていただくことが大事であると考えており、その研修を行うことが効果的であると考えております。想定される具体的な研修内容につきましては、育児休業の取得促進をまずは宣言する。制度利用の促進に関する方針を職員及び管理職へ周知徹底する。また、職員への育児休業の制度の詳細の説明、相談窓口の周知などが考えられます。これらの研修を行うことで、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう図って参りたいと考えております。

○9番(橋本 満夫君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

橋本議員

○9番(橋本 満夫君)

ありがとうございます。提案理由にも、非常勤職員のとあります。やっぱりその学校給食は、先ほど副議長就任の折にも言われましたが、安心、安全、美味しい給食を確保するにも労働条件というのがすごく大事ななという中で、この令和4年度当初予算案の職員数を見ても、正職員が29名、臨時職員が41名で、今日は私、バイクで来て自転車置き場にこめたんですけど、ママチャリというか、子供を乗せるママチャリが多数とまっていたんで、3市の組合、環境とか消防とかある中では、給食組合は、結構女性が働く率が高いと思うんですね。そういう意味では、今回の条例制定に当たって、任命権者のやらなければならないことがあるんで、働きやすい環境で、そういう研修とか職員への周知を図って、事務職、給食調理職場で働きやすい環境をより一層作っていただけるようお願いいたします。以上です。

○議長(田中 秀昭君)

他に質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

他に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
次に日程第9、議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(田中 秀昭君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。
議案書の10頁から11頁をお開き願います。併せまして、別紙資料、条例新旧対照表の5頁、6頁をご参照ください。

今回の改正は、令和3年8月10日付けの人事院勧告の趣旨を踏まえ、令和4年度からの会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるものでございます。人事院勧告の内容は、期末手当の支給月数をこれまでの2.55月から0.15月分引き下げ、2.4月とするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。フルタイム会計年度任用職員及び週勤務時間が20時間以上であるパートタイム会計年度任用職員の期末手当の額の算定に用いる支給割合を「100分の127.5」から「100分の120」に改め、週勤務時間が20時間未満であるパートタイム会計年度任用職員の期末手当の額の算定に用いる支給割合を「100分の63.75」から「100分の60」に改めるものでございます。

なお、附則によりまして、この条例の施行日を、公布の日からとしております。

以上で、議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田中 秀昭君)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中 秀昭君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。提出されました議案の審議は、全て議了いたしました。

本日は、各議員におかれましては、慎重なるご審議をいただき、ご決定並びに円滑な議事運営にご協力を賜り、無事に閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

各位におかれましては、両市とも定例市議会を控えられ、ご多忙を極められているものと存じますが、健康に十分ご留意いただき、益々ご活躍されますことをお祈り申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それではこれをもちまして、令和4年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時28分閉会

議 長 田中 秀昭

[署名議員]

3番 花崎 由貴子

5番 山口 由華